

【平成30年度】奨学金関係 一覧表							
	名称【団体名】	奨学生の資格	貸し付け月額	定数	備考	提出書類等	締切
2	高等学校等育英奨学資金 家計急変	①保護者が宮城県内に住所を有する。 ②主たる家計支持者等の失職または火災等の自由により家計状況が悪化し、緊急に奨学資金の貸し付けの必要が生じた場合。 ※学力及び、人物基準は適用されない。	自宅通学者 ¥18,000 自宅外通学者 ¥23,000 【貸与】		・返還あり ・既に奨学生である者や、予約奨学生として内定を受けている者は申請できない。 ※被災生徒奨学資金の奨学生を除く	①申請書 ②誓約書 ③振込口座登録依頼書 ④世帯全員の住民票 ⑤収入書類 ⑥世帯人員確認書類 ⑦家計急変の自由発生が確認できる書類の写し	【校内締切】 平成31年1月11日 (期日まで随時募集)
10	交通遺児育英会奨学金	保護者が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含む(申込時25歳までの人) ※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害。(身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当する。)	20,000～60,000/月 入学一時金20万～80万円 (1年次1回限り) 【貸与】		・無利子貸与 ・返還は最長20年 ・「海外語学研修」「奨学生の集い」など高校生向け制度あり (本会が費用負担)	①奨学生願書 ②保護者の所得に関する証明書 ③戸籍謄本 ④交通事故証明書 ⑤奨学金受取口座の「通帳」と「名義と口座番号」の部分の写し ⑥後遺障害の程度を証する書類	【校内締切】 平成30年1月18日
19	まなべる基金(第8期)	①平成11年4月以降に生まれ、平成31年4月1日時点で高校等に在学していることが見込まれる生徒。 ②東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県の小学校に在籍していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方も岩手県・宮城県・福島県に居住していた。 ③東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県で被災したことを、自宅の罹災証明書(原則半壊以上)または被災証明書の提出により証明できる。 ④所得の合計基準については http://minnade-ganbaro.jp/manaberukikin をご確認ください。 ⑤他の奨学金との重複がないこと。 ⑥配慮すべき経済負担があること。 上記のホームページをご確認ください。	170,000/年 (最長3年)	120名	・給付型 ・併給不可 ・応募書類の記載をもとに、選考委員会にて総合的に判断。	①応募資格チェックシート ②奨学金願書 ③課題作文 ④罹災証明書 ⑤平成30年度所得証明書(平成29年1～12月分) ⑥震災発生当時の住所が確認できる書類	【校内締切】 平成30年9月25日

平成30年9月13日 更新

〈新規募集の手続きの流れ〉
 ①担当者から申請に必要な書類をもらう。(生徒本人が受け取れない場合は、電話等でご相談ください)
 ②校内締切日までに、申請書類一式を担当者に提出する。
 ③担当が書類のチェックをし、送付する。(不備があれば、書き直し・再提出等していただきます)

〈継続申請の手続きについて〉

〈学校で発行できる書類〉
 ・在学証明書
 本校事務室で発行しております。(生徒が申請)
 ・学校推薦文

〈奨学金担当〉
 平成30年度担当者;中村功、千島真未